

報告事項 1 : 2010 年度（平成 22 年度） 事業計画

平成 22 (2010) 年 4 月 1 日から平成 23 (2011) 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

1. 研究会

(1) 理論研究会

- ・生物多様性と野生生物保全について検討し、生物多様性条約 COP10 に向けてアピール。
- (2) 保全教育研究会
- ・学校教育の研究をまとめた。

2. 調査提言

(1) アフリカ・プロジェクト

- ・国内象牙流通状況
- ・アフリカ熱帯林 マルミミゾウ密猟の状況

(2) 海洋プロジェクト

- ・世界のサメの状況
- ・海洋生態系保全の考え方

(3) 世界の野生生物情報

- ・五大陸および海洋に分類し、地域ごとの情報収集・公開。

(4) 商業取引される野生生物の状況

- ・輸入差し止めデータの情報公開請求

3. 普及啓発

(1) 4月2日 ワシントン条約 C015 緊急報告会

(2) 5月23日 生物多様性カフェ

- ・2009 年度発表の『外国産野生動物ペットをめぐる諸問題と野生生物の保全』から課題を提起する、生物多様性に関するワークショップ

(3) 9月 ウイルドライフカレッジ開講

(4) 10月 生物多様性条約 COP10 参加、出展。

(5) 12月 エコプロダクツ出展

(6) ウェブサイト活用

4. 国際会議

- ・IUCN-J 日本委員会に参加
- ・ワシントン条約、生物多様性条約、国際捕鯨委員会、気候変動枠組み条約など、国際会議の情報収集・公開に努める。

5. 会報発行

- ・年4回から年2回の発行に変更。
- ・各プロジェクトの進捗報告を、会報とは別にタイムリーに発行する。
- ・メールマガジンなど、電子媒体の活用をすすめる。

6. 運営

- ・今年度財政難を回復しなければ、来年度は常勤職員の確保が難しくなるため、特に資金開拓に貢献する動きへの注力が必要である。
- ・財政難から、事務局体制を変更。常勤職員1名、非常勤事務局長1名、そのほかはプロジェクトごとに財源を確保できた場合はアルバイトを雇用。全般的にボランティア・インターンの活躍の場をひろげる。同時に有給職員増を目標に、資金獲得に努める。